

福岡市総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市（水道局及び交通局を含む）が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象工事は、一般競争入札により契約を締結する工事のうち、次の各号に掲げる事項の全部又は一部と価格を一体として評価することが妥当と認められる工事とする。

- (1) 入札参加者が提出する工事目的物の性能・機能の確保、品質管理、安全管理、施工計画等に関する提案（以下「提案項目」という。）
- (2) 入札参加者の施工能力、信頼性・社会性等（以下「企業評価項目」という。）

(学識経験を有する者の意見聴取)

第3条 総合評価落札方式の実施に当たっては、令第167条の10の2第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、総合評価落札方式に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

2 前項の規定による意見の聴取において、あわせて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴くものとする。

(落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 技術評価項目（提案項目及び企業評価項目をいう。）

- (2) 技術評価項目ごとの評価基準、最低限の要求要件、配点
- (3) 評価の方法及び落札者の決定方法
- (4) その他必要と認める事項

(技術提案書の提出)

第5条 総合評価落札方式の実施に当たっては、あらかじめ、期日を定めて入札参加者に落札者決定基準に基づく資料（以下「技術提案書」という。）の提出を求めものとする。

2 技術提案書の作成等に要する費用は当該入札参加者の負担とする。

(評価値)

第6条 技術提案書に記載された内容（以下「技術提案等」という。）が、第4条第2号に規定する最低限の要求要件を満たしている場合、標準点として100点を付与する。

2 技術提案等のうち、落札者決定基準に定めるものを満たす部分を採用し、当該落札者決定基準で定めるところにより加算点を付与することができる。

3 標準点に加算点を合計し、技術評価点とする。

4 技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除し、得た値を評価値とする。

(落札者の決定)

第7条 総合評価落札方式に付する場合には、令167条の10第1項の規定を適用する場合を除き、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、前条に規定する評価値が最も高い者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、入札執行に係る運用基準（以下「運用基準」という。）第8条第3項により、調査基準価格及び失格基準価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、評価値が最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札価格が調査基準価格以上である場合は、当該落札候補者を落札者とする。当該入札価格が調査基準価格を下回る場合においては、運用基準第9条に掲げるところにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、調査の結果、落札候補者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該落札候補者を落札者とし、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上の価格

をもって申込みした他の者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とし、同様の
手続により落札者を決定する。

3 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4 第3条第2項の意見聴取を行う場合は、その結果を考慮し、落札者を決定する
ものとする。

(落札結果等の公表)

第8条 落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名
- (2) 各入札参加者の入札価格
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値

(評価内容の開示)

第9条 前条の公表に合わせ、市長が別に定めるところにより評価内容を開示する
ことができるものとする。

(評価内容の担保)

第10条 落札者は、提出した技術提案等に基づき施工しなければならず、契約の
締結に当たり契約上履行すべき事項である旨を契約図書に明示するものとする。

ただし、第6条第2項の規定により採用されたものに限る。

2 落札者の技術提案等に係る設計変更は、原則として行わない。

(技術提案等が達成されなかったときの対応等)

第11条 入札参加者の技術提案書等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった
場合は、福岡市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づき競争入札参加停止等
の措置を行うものとする。

2 前条第1項に規定する技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不
可抗力による場合を除き、落札者の工事成績評定を減ずるものとする。特に重大
な事案については、落札者に対し福岡市競争入札参加停止等措置要領の規定に基
づく競争入札参加停止等の措置、または違約金の徴収の一方、もしくは両方を行
うことができる。

(技術提案等の取り扱い)

第12条 技術提案等は、その提案内容が一般的に使用されている状態となった場

合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、技術提案書の提出時に、入札参加者より、工業所有権等の排他的権利を有する提案であるとの申し出を受け、かつ、それが認められるものについては、この限りではない。

2 技術提案等に関する事項については、第8条各号に規定する事項を除き、公表しない。

(技術提案等の評価に係る問合せ及び苦情申立)

第13条 総合評価落札方式における技術提案等の評価に係る説明を希望する者は、市長が別に定める手続きにより問合せを行うことができる。また、苦情申立については、別に定める入札・契約の過程に係る苦情処理手続及び特定調達に係る苦情の処理手続に関する要領の規定によるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、同日以降入札公告又は、指名通知を行う契約について適用する。

この要綱は、令和元年8月1日から施行し、同日以降入札公告を行う契約について適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以降入札公告を行う契約について適用する。